

令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙 第12投票所における投票用紙誤交付及び誤投票について

令和7年7月20日
京丹後市選挙管理委員会

令和7年7月20日（日）、第27回参議院議員通常選挙の投票が行われている第12投票所（丹波公民館）において、選挙権のないかたに投票用紙（選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙 各1枚）を交付し投票が行われたことが判明しました。

今回このような重大な事態が発生しましたことを深く反省するとともに、選挙事務を適正に執行することができなかつたことを深くお詫び申し上げます。また、市民や関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今後このようなことが発生しないよう再発防止に一層努めてまいります。

1 発生日時

令和7年7月20日（日）午後1時30分頃

2 発生場所（投票所）

丹波公民館（京丹後市峰山町丹波1022番地）

3 発生場所への配置人員

- 投票管理者 1名
- 投票立会人 2名
- 事務従事者 4名

4 経 過

選挙権のない方が投票所を訪れ、事務従事者A（受付係）が投票所入場券を確認し、選挙人名簿と対照をしたが、十分な確認を行わないまま、事務従事者B（投票用紙交付係）へ誘導した。その後、事務従事者B（投票用紙交付係）が選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付し、投票が行われ、引き続き、事務従事者C（投票用紙交付係）も比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付し、投票が行われた。

5 発生原因

事務従事者 A（受付係）が選挙人名簿の確認を適切に行わなかったことによるもの。

6 投票の取扱い

投函された投票用紙の特定ができないことから、有効投票として取り扱われる可能性が高い。

7 再発に向けた取組み

各投票所における事務従事者に対し、事務執行の確認の徹底を指示し、適切な管理・運用をするように改めて周知・徹底をいたしました。

京丹後市選挙管理委員会事務局

（総務部 総務防災課内）

電話：0772-69-0140